生ごみ処理機購入補助事業について

資 料 ②

1.補助件数の推移

平成14年度の547件をピークに平成18年度以降は、2桁台で推移。特に、直近3年は50件以下で推移しており、低調となってきている。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | H6～H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 計 |
| 件　数 | 1,819 | 58 | 60 | 75 | 77 | 58 | 43 | 35 | 31 | 2,256 |

（参考）容器タイプ累計補助件数 1,778件

2.生ごみ処理機購入補助に代わるごみ削減のための新たな取組みの模索

生ごみ処理機の利用により、ごみの減容化が図られるとともに、水分を取り除くことで燃焼効率が高まり、燃料の節約が期待できる。

一方、二酸化炭素排出量の抑制という観点からは、燃焼効率の向上に伴う使用燃料の削減により、排出量を抑制することができる半面、生ごみ処理機の製造工程における二酸化炭素排出、生ごみ処理機使用時の電力消費（電力が化石燃料等の燃焼により生産されたと仮定した場合）及び生成された減容物が堆肥として利用されずに結果として「ごみ」として焼却処分された場合の二酸化炭素排出等、トータルで見た場合には必ずしも効果が得られるとは言えないと考える研究者もいることは事実である。こうした考え方も踏まえながら、本事業の廃止を視野に入れつつ、より効果の高い取組みについて調査・研究を行っていく必要がある。

○浜田市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱の概要

（目的）

第1条　この告示は、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を設置する者に対して、その設置に要する費用の一部を補助することにより、処理機の購入及び設置に係る費用の負担の軽減を図り、もって一般家庭から出される生ごみの減量化及び再資源化に寄与することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象者等）

第2条　補助の対象となる者は、次に掲げる要件を備えた者であって、市長が指定する家庭用電気式処理タイプの処理機（中古品を除く。）を購入し、設置するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(1)　市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2)　処理機（中古品を除く。）を設置することができる敷地を有すること。

(3)　肥料化された生ごみを自家処理できること。

2　補助対象基数は、1世帯当たり1基とする。ただし、補助金の交付を受けて3年を経過した者が当該補助金に係る処理機の買い替えをしようとする場合は、この限りでない。

（補助金額等）

第3条　補助金の額は、処理機の購入費の3分の1以内の額とする。ただし、1基当たり2万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。